

平成 30 年 11 月 16 日

平 成 30 年 11 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 30 年 11 月 16 日

午後 2 時 30 分

2. 場 所

能代市役所大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏		
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	16	堀内 直富久

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	佐藤 義光
局長補佐	佐藤 英夫
局長補佐	柴田 新栄
主査	工藤 徹也

<p>6. 案 件</p> <p>議案番号</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>協議事項1</p> <p>報告事項1</p> <p>報告事項2</p>	<p>農地法第3条の規定による許可の取消願について</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>賃借料情報の提供について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>秋田県農政部長通知等に伴う承認について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番高橋豊彦委員、16番堀内直富久委員の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号9番大高富子委員と議席番号10番熊谷治委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、<b>議案第44号 農地法第3条の規定による許可の取消願について</b>を議題といたします。事務局の説明を願います。</p> <p><b>議案第44号 農地法第3条の規定による許可の取消願の提出がありましたのでご提案いたします。</b></p>

**所有権移転取消** 1件、譲渡人1人、譲受人1人、取消する土地の面積は田のみで1,810㎡となっております。

2ページをご覧ください。

**所有権移転取消 整理番号1** 取消する土地は朴瀬字日影57-50、地目は田で、面積1,810㎡、10a当たりの価格は■■■■■、平成29年1月21日付けで許可しております。

取消事由はこの土地を所有権移転すべき土地と思い込んで許可申請したものでありまして、後日譲受人が図面等で現地を確認した結果、その土地が相違と判明したためであります。

なお、取消願提出時に交付した許可書を回収し、改めて農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書を提出しております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局 **議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので、ご提案いたします。**

**所有権移転** 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は田が6,494㎡、畑が534㎡、計7,028㎡。

**賃借権設定** 1件、賃貸人1人、賃借人1人、申請土地の面積は田のみで2,062㎡。

**使用貸借権設定** 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は田が15,568㎡、畑が2,533㎡、計18,101㎡となっております。

4ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申請土地は朴瀬字日影62-18、地目は田で、面積2,212㎡、10a当たりの価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

**整理番号2** 申請土地は古屋布195、地目は畑で、面積534㎡ほか計2筆、4,816㎡、価格は畑が■■■■■、田が■■■■■、移転事由は経営拡張です。

**賃借権設定 整理番号3** 申請土地は河戸川字谷地151、地目は田で、面積1,031㎡ほか計2筆、2,062㎡、賃借料は■■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

**使用貸借権設定 整理番号4** 申請土地は常盤字釜ノ岱116、地目は畑で、面積85㎡ほか計14筆、16,793㎡、申請事由は経営移譲年金受給のため、設定期間は10年間です。

**整理番号5** 申請土地は田代字谷地104-2、地目は田で、面積100㎡ほか計5筆、1,308㎡、申請事由は経営移譲年金受給のため、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 **議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請書の提出**がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

7ページをご覧ください。

件数1件、現況地目は田1筆のみで、面積は20㎡になります。

8ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、扇田字西扇田341、現況地目は田で、面積は1,021㎡の内20㎡、申請事由は、農耕車の転回所であり、都市計画区域内の特別工業地区であるため、第3種農地となっております。

場所については、9ページをご覧ください。

申請土地は、イオン能代店の開発区域内の東側駐車場の予定地から、西側に約60mの位置にあります。

周囲の状況は、四方を農地に囲まれた場所であるが、都市計画区域内の特別工業地区であるため、第3種農地と判断しております。

事業内容は、10ページをご覧ください。

申請内容は、サイキウ能代とケンモク社の間にある法定外公共物の道路は、これまで耕作道として利用されており、国道7号線の出入口には側道が設けられていたが、今後は車止めが設置されて歩道が造られるため、通行止めになる計画になっています。

このため、行き止まりとなる終点周辺の農地は、耕作不便になるため、3年間の一時転用により、農耕車の転回所として利用したいという計画になっております。

事業費は、全額自己資金になっており、金融機関の残高証明書が添付されて

います。

被害防除は、境界はしっかりしており、造成工事を行う際は、農地に復元しやすいように、土木シートを敷いてから、その上に切込砂利等の路盤を敷設することになっており、近隣の住宅、農地等に被害が及ばないように計画されており、地元土地改良区からの意見書が添付されております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。

高橋英敏委員

議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」の現地調査の報告をいたします。

11月5日（月）午後1時30分から、現地調査班第4班、12番：佐々木博子委員、15番：飯坂司委員、事務局2人と私の計5人で現地調査を行いました。

整理番号1について、現地確認を行ったところ、現況地目は田ですが、耕作されていない状態でした。

境界等はしっかりしており、周囲の住宅や農地等に被害を及ぼすことのないことを確認いたしました。

また、事前着工等はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議 長

事務局の説明と現地調査の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

秋林富美雄委員

歩道ができて、縁石ができて行かなくなるための回転場所の土地なのですか。赤道のところは歩道ができて車道に行かなくなって、縁石ができるて道路に抜けられなくなるということで、ここに回転場所というよりも車庫にしたいという意味でしょうか。

事 務 局

9ページをご覧頂きたいと思います。申請地から7号線に出るには左側に側道という車が通れるような道路があります。今、イオンの工事を行っているのでここが通行止めになります。側道が通れなくなってしまって、側道があった部分が歩道になります。歩道になることにより、7号線に出る所に車止めができるので、ここに田畑がある人はここから7号線に出られなくなります。そのため、申請地で車の転回所を設けて、ここで車を転回するという申請になっております。道路はかなり狭いです。

秋林富美雄委員

7号線に出られなくなるのですね。抜けていく道路があるのですか。

事 務 局

無いのでここから戻っていくことになります。7号線には出られないのでこの申請地で車を折り返して戻っていくということです。

秋林富美雄委員

ここの田までは行けるのですか。

事務局	ここまでは行けますが、ここへ行った人は戻るのが遠いので、ここから7号線に抜けるのが一番の近道ですが、大体の人はそうしていたんですけども。
秋林富美雄委員	7号線に抜けられなくなるので戻って行くためのものなのですね。
事務局	そういうことです。
袴田謙委員	3年間の一時的転用とあるが、3年後はどのような予定ですか。
事務局	3年後はまだ決めてないんだそうです。3年後は農地に戻ることが確約されておりますので、その場合、車が通れなくなるため、今回もここを分筆して永年転用しませんかと指導しましたが、今回そこまではできないとのことでした。3年後は農地に戻すため、それまでの間に考えたいとの代理人からの説明でした。
議長	他に質問等はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	<p>本案は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、<b>議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について</b>を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。</b></p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転、件数3件、譲渡人8人、譲受人3人、現況地目は畑のみで、面積は4,473㎡、賃借権設定、件数1件、賃貸人2人、賃借人1人、現況地目は田のみで、面積は1,345.1㎡、使用貸借権設定、件数1件、貸人1人、借人1人、現況地目は田のみで、面積は262㎡になります。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転、整理番号1、申請土地は、字悪戸114-7、現況地目は畑で、面積は194㎡、申請事由は一般住宅であり、都市計画区域内の準工業地域であるため、第3種農地となっています。</p> <p>場所は、13ページをご覧ください。</p> <p>申請土地は、能代米肥商業協同組合全集連指定低温倉庫から南西側に約50mの位置になります。</p> <p>周囲の状況は、北側と西側は住宅地ですが、東側と南側は農地であり、住宅化が進行している都市計画区域内の準工業地域であるため、第3種農地と判断</p>

しています。

事業内容は、14ページをご覧ください。

申請人は、水道設備業ですが、現在の自宅は建物が老朽化して改築が必要な状態でしたが、道路の間口が狭い土地であるため、他に適地がないか探していたところ、今回の申請地が見つかったため、申請地の隣地にある宅地と一緒に購入して、一般住宅を建築したいという計画になっています。

事業費は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されています。被害防除は、境界はしっかりしており、隣地とほぼ同じ高さであるため、盛土、切土等を行う必要はなく、汚水・生活雑排水等は、合併浄化槽を設置して市管理の側溝に流入する予定であり、近隣の住宅や農地等に被害が及ばないように計画されています。

12ページにお戻りください。

次は、整理番号2ですが、関連がありますので、報告事項1の整理番号5を先に報告させていただきます。

107ページをご覧ください。

整理番号5、解約した土地は、扇田字扇田道地289、現況地目は畑、面積は466㎡、解約事由は農地転用のためであり、合意解約成立月日、土地の引渡月日とも平成30年10月31日になっています。

それでは、12ページをご覧ください。

整理番号2と整理番号3は関連がありますので、一緒に説明させていただきます。

所有権移転、整理番号2、申請土地は、扇田字道地悪戸289、現況地目は畑で、面積は466㎡ほか、計3筆で2,006㎡、整理番号3、申請土地は、扇田字道地悪戸299、現況地目は畑で、面積は1,088㎡ほか、計5筆で2,273㎡、申請事由は、整理番号2と整理番号3はいずれも太陽光発電所の設置であり、都市計画区域内の第1種住居地域であるため、第3種農地となっています。

場所は、整理番号2は15ページ、整理番号3は17ページをご覧ください。申請土地は、能代工業団地内のJAあきた白神カントリーエレベーターから西側に約200mの位置になり、整理番号2は右側の申請地、整理番号3は左側の申請地になります。

周囲の状況は、周囲は四方を農地に囲まれている場所ですが、都市計画区域内の第1種住居地域であるため、第3種農地と判断しております。

事業内容は、整理番号2は16ページ、整理番号3は18ページをご覧ください。

申請人は、電力の供給販売業ですが、太陽光発電事業を行うために適地を探していたところ、日当たりが良く、特別な傾斜も無く、また人家から少し距離がある今回の申請地が見つかったため、太陽光発電所を設置して売電したいという計画であり、整理番号2の扇田第一発電所に太陽光パネル400枚、整理番号3の扇田第二発電所に太陽光パネル400枚を設置する計画になっています。

事業費は、全額融資を受ける予定であり、金融機関の融資予定証明書が添付されています。

被害防除は、境界はしっかりしており、隣地とほぼ同じ高さの土地であるた



め、盛土、切土等を行う必要がなく、隣地に土砂崩れ等は生じないため、近隣の住宅や農地等に被害が及ばないように計画されています。

12ページにお戻りください。

賃借権設定、整理番号4、申請土地は、二ツ井字下山崎66、現況地目は田で、面積は1,523㎡の内557.1㎡ほか、計3筆で2,311㎡の内1,345.1㎡、申請事由は、JR富根・二ツ井間種梅川橋梁外橋脚耐震補強工事のための工事中道路及び資材置場であり、農用地区域内農地になっております。

場所は、19ページをご覧ください。

申請土地は、県道64号線、能代二ツ井線と羽州街道が交わる交差点から、約200m県道64号線を北上して、そこから右側に右折し、北西方向に約150mの位置になります。

周囲の状況は、周囲はすべて農地に囲まれており、農用地区域内農地と判断しています。

事業内容は、20ページをご覧ください。

申請人は、建設業ですが、JR富根・二ツ井間種梅川橋梁外橋脚耐震補強工事を行うため、残土を置く資材置場及び作業現場までの通路が必要であるため、一時転用により利用したいという計画になっています。

事業費は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。

被害防除は、通路の造成を行う際は一部鉄板の敷設にのみとどめることとし、資材置場は、残土の崩れや周辺農地への影響が及ばないように高さの調整を図るなど、近隣の農地等に被害が及ばないように計画されており、地元土地改良区からの意見書が添付されています。

12ページにお戻りください。

使用貸借権設定、整理番号5、申請土地は、扇田字山下59-2、現況地目は田で、面積は262㎡、申請事由は一般住宅になっており、農用地区域外の第1種農地になっています。

場所は、21ページをご覧ください。

申請土地は、県道4号線、能代五城目線の隣接地であり、国道7号線と県道4号線のT字路にある細川牛乳販売店から県道4号線を約100m南下した位置になります。

周囲の状況は、県道4号線を挟んで、南東側に一般住宅が建っていますが、それ以外は農地に囲まれている場所で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しています。

事業内容は、22ページをご覧ください。

申請人は、会社員ですが、現在賃貸アパートに住んでいるため、自己所有の住宅を建築したいと考え、両親が住む実家に近い場所を探していたところ、今回の申請地以外に適地が見つからなかったため、申請地の隣地にある宅地と一緒に借り入れを行い、一般住宅を建築して居住したいという計画になっています。

今回の申請地は、第1種農地であるため、農地転用許可は基本的にできませんが、第1種農地の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続

して設置されるもの」に該当するものと考えられるため、許可可能な案件と判断しています。

事業費は、全額借り入れを行う予定であり、金融機関の事前審査結果が添付されています。

被害防除は、境界はしっかりしており、盛土は崩れ等が起きないように張芝を行い、法面保護する計画になっています。

汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置してヒュームパイプで直接側溝まで繋いで処理水を流入するため、近隣の住宅や農地等に被害が及ばない計画になっており、地元土地改良区からの意見書が添付されています。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。

高橋英敏委員 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」の現地調査の報告をいたします。

先ほど農地法第4条の現地調査の報告をいたしましたが、11月5日（月）午後1時30分から、現地調査班第4班の3人と事務局2人、計5人で現地調査を実施しました。

整理番号1～5について、現地確認を行ったところ、整理番号1、2、3の3件は、現況地目は畑、整理番号4、5の2件は、現況地目は田になりますが、整理番号4は耕作されていない状態でした。

いずれの案件も境界等はしっかりしており、周囲の住宅や農地等に被害を及ぼすことのないことを確認いたしました。

また、事前着工等はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第48号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第48号 農用地利用集積計画**の提出がありましたのでご提案いたします。

**所有権移転** 3件、譲渡人2人、譲受人3人、申出土地の面積は田のみで14,152㎡。

**利用権設定** 238件、賃貸人238人、賃借人4人、申出土地の面積は田が1,615,599.89㎡、畑が4,648㎡、計1,620,247.89㎡となっております。

24ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申出土地は柏子所下87、地目は田で、面積1,143㎡、10a当たりの価格は■■■■で、移転事由は経営拡張です。

**整理番号2** 申出土地は柏子所下21、地目は田で、面積1,031㎡ほか計7筆、6,936㎡、10a当たりの価格は河戸川字上相染下139が■■■■、ほかは■■■■、移転事由は経営拡張です。

**整理番号3** 申出土地は浅内字清水下189、地目は田で、面積3,024㎡ほか計2筆、6,073㎡、価格は■■■■、移転事由は小作地の取得です。

**利用権設定 整理番号4から99ページの整理番号233**までは農地中間管理事業によるものであります。設定期間は78ページの整理番号184までが10年間、整理番号185以降の田代地区につきましては15年間であります。一部5年間がありますが、相続未登記で相続人全員から同意を得られなかったものであります。

**利用権設定 整理番号4** 申出土地は太平山後66、地目は田で、面積1,021㎡ほか計11筆、11,420㎡、賃借料は■■■■です。

**整理番号5** 申出土地は河戸川字受堤39、地目は田で、面積879㎡ほか計5筆、5,003㎡、10a当たりの賃借料は■■■■です。

**整理番号6** 申出土地は鶉ノ沢101、地目は田で、面積770㎡ほか計7筆、5,054㎡、10a当たりの賃借料は■■■■です。

**整理番号7** 申出土地は鶉ノ沢159、地目は田で、面積1,021㎡ほか計4筆、4,084㎡、10a当たりの賃借料は■■■■です。

山崎和博委員 今回の農用地利用集積計画は、件数も多く、事前に議案配付していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 山崎和博委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事務局 以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありません

か。

(異議なしの声)

議 長

本案は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、**協議事項1 賃借料情報の提供について**を議題といたします。  
なお、この件は事前に農地専門委員会で協議しておりますので、山崎農地専門委員長より報告をお願いいたします。

(山崎農地専門委員長報告)

議 長

山崎農地専門委員長からの報告が終わりましたが、内容について事務局から説明願います。

(事務局説明)

議 長

農地専門委員長報告及び事務局の説明が終わりましたが何か質問等ありませんか。

(なしの声)

議 長

なしの声がありますので、本案件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

本案は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、**報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議題といたします。  
事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。  
次に、**報告事項2 秋田県農政部長通知等に伴う承認について**を議題といたします。  
事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。  
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

議

長

・今後の行事予定について

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後 3 時 3 5 分

議 長

議事録署名委員

9 番

1 0 番